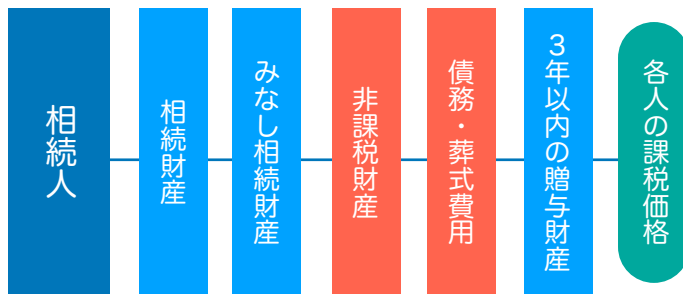
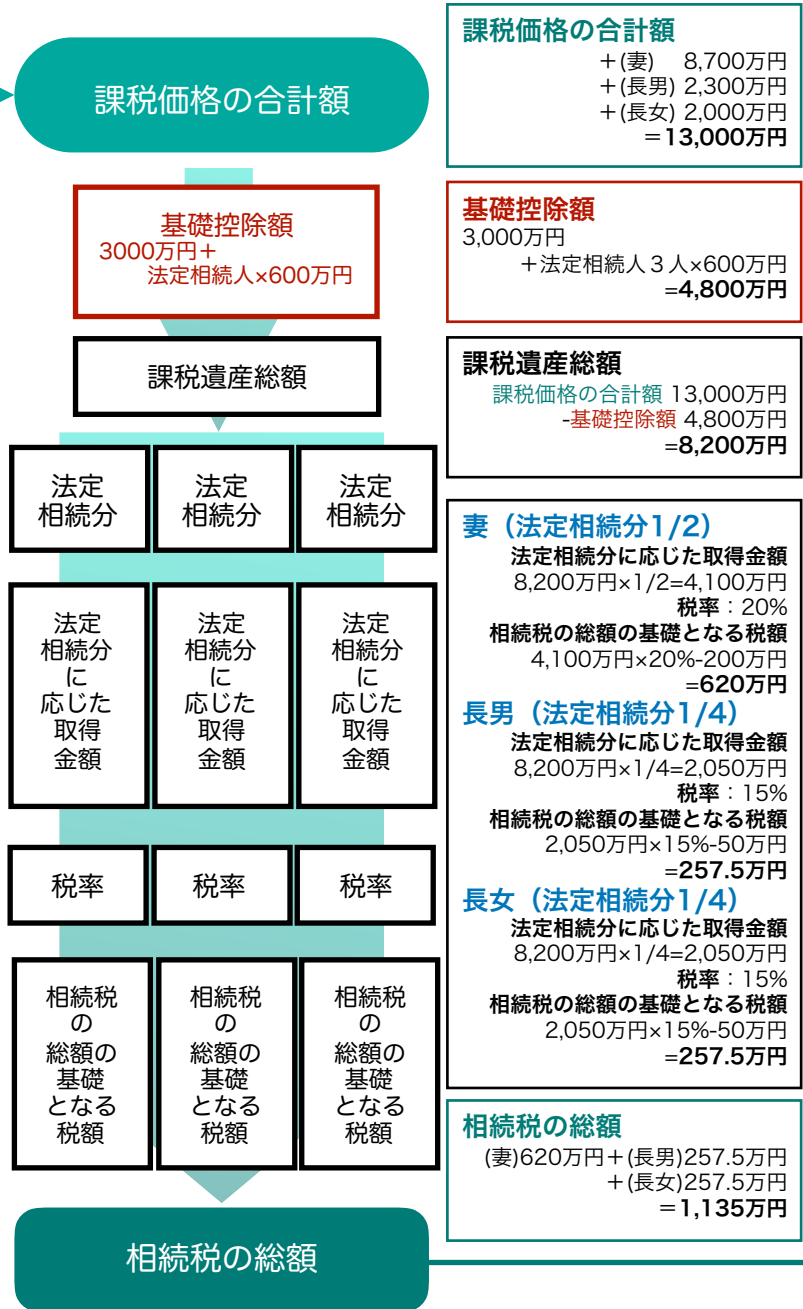


相続税の計算の具体例

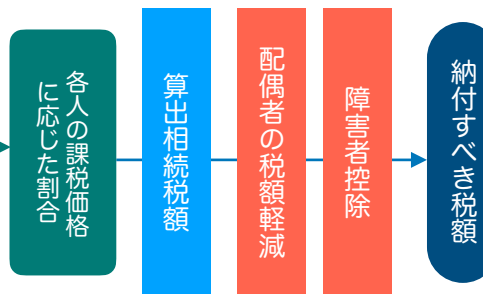
課税価格の計算



相続税の総額の計算



各人毎の納付すべき税額の計算



妻 (70歳)	
相続財産	8,200万円 土地4,000万円 建物2,000万円 預金2,000万円 お墓200万円 (非課税)
みなし相続財産	1,000万円 生命保険金2,500万円 生命保険金控除額1,500万円
非課税財産	200万円 お墓200万円 (非課税)
債務・葬式費用	300万円 債務 (未払い医療費) 50万円 葬式費用250万円
妻の課税価格	8,700万円

長男 (45歳・身体障害者手帳(1級)有)	
相続財産	2,000万円 預金1,000万円 株式1,000万円
3年以内の贈与財産	300万円 前年贈与額110万円(贈与税額0円) 前々年贈与額90万円(同上) 3年前贈与額100万円(同上)
長男の課税価格	2,300万円

長女 (42歳)	
相続財産	2,000万円 国債2,000万円
長女の課税価格	2,000万円

課税価格の合計額	
	+ (妻) 8,700万円 + (長男) 2,300万円 + (長女) 2,000万円 = 13,000万円

基礎控除額	
	3,000万円 + 法定相続人3人×600万円 = 4,800万円

課税遺産総額	
	課税価格の合計額 13,000万円 - 基礎控除額 4,800万円 = 8,200万円

妻 (法定相続分 1/2)	
法定相続分に応じた取得金額	8,200万円×1/2=4,100万円
税率	20%
相続税の総額の基礎となる税額	4,100万円×20%-200万円 = 620万円

長男 (法定相続分 1/4)	
法定相続分に応じた取得金額	8,200万円×1/4=2,050万円
税率	15%
相続税の総額の基礎となる税額	2,050万円×15%-50万円 = 257.5万円

長女 (法定相続分 1/4)	
法定相続分に応じた取得金額	8,200万円×1/4=2,050万円
税率	15%
相続税の総額の基礎となる税額	2,050万円×15%-50万円 = 257.5万円

相続税の総額	
	(妻)620万円 + (長男)257.5万円 + (長女)257.5万円 = 1,135万円

妻	
各人の課税価格に応じた割合	8,700万円/13,000万円=66.92%
算出相続税額	1,135万円×66.92%=7,595,769円
配偶者の税額軽減	7,595,769円 正味の遺産額が1億6,000万円までか、 配偶者の法定相続分までであれば、配偶 者に相続税はかかりません。
納付すべき税額	0円

長男	
各人の課税価格に応じた割合	2,300万円/13,000万円=17.69%
算出相続税額	1,135万円×17.69%=2,008,076円
障害者控除	8,000,000円 相続人が障害者の場合は、85歳に達す るまでの年数1年につき10万円 (特別障 害者の場合は20万円) が控除されます。
納付すべき税額	0円

長女	
各人の課税価格に応じた割合	2,000万円/13,000万円=15.38%
算出相続税額	1,135万円×15.38%=1,746,153円
納付すべき税額(百円未満切り捨て)	1,746,100円